

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	ア 富山市総曲輪西広場使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市総曲輪西広場使用料の納入通知書について、令和3年度から富山市会計規則に基づき、納入期限を20日以内に指定し、申請者に送付書を送付した。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	イ 富山市総曲輪西広場の使用承認において、全額減免の申請及び承認がされたため、歳入額に影響はなかったものの、使用料の算定を誤っているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市総曲輪西広場の使用承認について、令和3年4月1日から使用承認申請書の備考欄に使用料の計算式を記載し、曜日や日数の誤りがないよう対策を行った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	<p>ウ 富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則では、富山市総曲輪西広場の使用者が使用承認事項の変更をしようとするときは、承認書を添えて市長に申請し、承認を受けなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、次のような処理により、使用承認事項の変更を行っているものが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 使用者の任意様式の申請書を受け取り、変更の承認に係る決裁を受けずに歳入調定の取消しがされていた。</p> <p>(イ) 使用者が承認書を持参して口頭で変更申請をしたものについて、担当者が当初の承認書に変更事項を追記し、再交付をして承認としていたが、当該承認に係る決裁を受けていなかった。</p>
措 置 状 況	<p>(ア) 令和3年3月29日に監査の指摘事項を課内で回覧し、今後の対応を報告するよう指導した。今後、使用承認事項に変更が生じる場合は、改めて課内決裁を受けるよう富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則に基づき、適正な処理を行ってまいりたい。</p> <p>(イ) 上記と同様に、令和3年3月29日に監査の指摘事項を課内で回覧し、今後の対応を報告するよう指導した。今後、使用承認事項に変更が生じる場合は、改めて課内決裁を受けるよう富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則に基づき、適正な処理を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	エ 金銭出納簿及び金銭管理簿において、次のような誤りが複数見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 金銭管理簿において、異なる金種の欄に枚数を記載するなどの記載誤りが見受けられた。 (イ) 金銭管理簿の記載事項の訂正において、訂正印のないものが見受けられた。 (ウ) 金銭出納簿及び金銭管理簿において、鉛筆で記載されたものが見受けられた。
措 置 状 況	(ア) 金銭管理簿への記載について、令和3年2月の監査で指摘された後、速やかに正しい金種の欄に記入した。今後は、富山市会計規則に基づき、適切に対応してまいりたい。 (イ) 金銭管理簿の記載事項の訂正について、令和3年2月の監査で指摘された後、速やかに訂正箇所には二重線を引、訂正印を押印した。今後は、富山市会計規則に基づき、適切に対応してまいりたい。 (ウ) 金銭出納簿及び金銭管理簿には、令和3年2月の監査で指摘された後、容易に修正できる鉛筆は使用せず、ボールペンで記入した。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	才 備品台帳において、令和元年度における備品の受払いの記録がされておらず、また、取得価格が2万円未満であるなどの消耗品について整理がされていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市物品管理規則に基づき、令和3年3月8日に備品の受払いを記載するとともに、取得価格が2万円未満の消耗品について、台帳から抹消した。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	令和元年度に廃棄した備品（液晶テレビ、プラズマテレビ、DVDレコーダー）について、物品棄焼却処分伺が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市物品管理規則に基づき、令和3年3月16日に物品棄焼却処分伺を作成した。今後、物品が不用となった場合は、その都度、物品棄焼却処分伺を作成してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	キ 祝日法による休日等の勤務については、正規の勤務時間中の勤務に対し支給することとされているが、令和2年2月の休日勤務について、全ての勤務時間を休日給として支給したことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	超過勤務の申請について、過小支給となっていた職員の超過勤務命令簿を修正した。不足分は、令和3年4月分の給与で支給した。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 中心市街地活性化推進課
指 摘	<p>ク 前回監査において、指摘事項には至らないが改善が必要であるとした次の事項について、是正、改善等がされていなかったことから、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 公共交通機関乗車料金ICカードにおいて、金券類受払簿を備え付けていなかった。</p> <p>(イ) 備品台帳と物品現在高調書の数量が不一致となっていた。</p> <p>(ウ) 備品台帳に物品取扱主任者印が押印されていなかった。</p> <p>(エ) 備品台帳において、同一の品目で複数頁を作成し、また、現在数量を累計としていないなどの誤りがあった。</p>
措 置 状 況	<p>(ア) 公共交通機関乗車料金ICカードの金券類受払簿を令和3年2月の監査で指摘された後、速やかに作成した。今後、ICカードへの入金及び出金がある場合は、金券受払簿に記載し、課内で決裁を受けるよう対応してまいりたい。</p> <p>(イ) 令和3年3月8日に物品の棚卸しにより、備品台帳と物品現在高の数量を一致させた。</p> <p>(ウ) 令和3年3月8日に物品取扱主任者印を押印した。</p> <p>(エ) 令和3年3月8日に複数頁作成していた同一品目を統一した。また、現在数量を累計した。</p>